

- 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,715億円
 - ・待機児童の解消を目指し、民間保育所の整備を推進し、受入児童数の拡大を図る。
 - ・延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を推進する。
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン)」の創設 158億円
 - ・放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消を図る。

4. 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円

- 小児科・産科医療体制の確保及び小児救急医療体制の更なる整備 39億円
 - ・小児科・産科医療の拠点病院づくりによる連携体制構築の支援とともに、小児救急医療体制の更なる整備を図る。
- 不妊治療に対する支援
 - ・特定不妊治療費助成事業の助成額を増額(年度10万円→年度1回10万円、2回まで)するとともに、所得制限を緩和する。

5. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 802億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 781億円
 - ・生後4か月までの全戸訪問の実施、市町村における早期発見・早期対応体制の強化、施設の小規模ケアの推進、身元保証人制度の創設などを図る。
- 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進 21億円
 - ・婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

6. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,643億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 35億円
 - ・在宅就業の受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行うとともに、養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。
- 自立を促進するための経済的支援 1,609億円
 - ・児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

7. 児童手当国庫負担金 2,560億円

- 児童手当の拡充【平成19年4月から】
 - ・児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律10,000円とする。

(参考) 給付総額	10,267億円
うち乳幼児加算分	1,374億円

※ 地方財政措置においても、以下のような少子化対策を講ずる。

- ・妊婦健診の充実
- ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待に対する適切な対応
- ・自治体の創意工夫を活かした地域子育て支援